平成２２年（フ）第２０３１号
名古屋市中村区横井１丁目162番地の５　二村マンション205号
債務者　長谷川明美
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０６３号
愛知県海部郡大治町大字三本木字西之川114番地の１　サニーコーポ103号
債務者　井上　久人
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０６４号
愛知県海部郡大治町大字三本木字西之川114番地の１　サニーコーポ103号
債務者　井上　竜二
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１８３号
愛知県大府市長草町中屋敷23番地の１　フォーブル深谷107号
債務者　髙田　利雄
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２０１号
愛知県清須市春日冨士塚26番地
債務者　柘植　恵一
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２０２号
愛知県清須市春日冨士塚26番地
債務者　柘植なぎさ
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２４３号
名古屋市中川区東起町３丁目１番地　エクセレントＢ棟102号
債務者　渡邉　美幸（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２９２号
名古屋市港区川間町３丁目91番地　ライフステージ川間205号
債務者　丸本佐奈絵
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３４４号
名古屋市瑞穂区宝田町３丁目２番地の２　アネックス宝田１Ａ号
債務者　熊谷　和三
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３４５号
愛知県北名古屋市中之郷諏訪79番地
債務者　三原　　敏
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３号
鹿児島県枕崎市白沢西町571番地
債務者　顧　　芳芳
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第５４号
鹿児島県指宿市西方318番地　県営大園原団地712
債務者　濵畑　朋美
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第５５号
鹿児島県南九州市川辺町両添275番地
債務者　中原　惠子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第５６号
鹿児島市小松原２丁目42―８、住民票上の住所鹿児島県南さつま市加世田村原１丁目１番地９
債務者　宮里比呂美
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第５７号
鹿児島県指宿市小牧1664番地
債務者　西森　栄作
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第５８号
鹿児島県指宿市大牟礼５丁目11番24号　はまゆう寮305
債務者　古澤　文宏
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第５９号
鹿児島県南九州市川辺町平山6852番地
債務者　駒水　弘三
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部